

新潟県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第11号

新潟県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

新潟県情報公開審査会規則（平成7年新潟県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(部会) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 <u>部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。</u> 5 <u>前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u>	(部会) 第4条 (略) 2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。